

JIS

めっきの耐磨耗性試験方法

JIS H 8503-1989

(2005 確認)

平成元年 2 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 58.12.1 改正：平成 元.2.1 確認：平成 12.9.20
官 報 公 示：平成 12.9.20
原案作成協力者：社団法人 金属表面技術協会
審 議 部 会：日本工業標準調査会 非鉄金属部会（部会長 高橋 恒夫）

この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局標準課 産業基盤標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

めっきの耐磨耗性試験方法

H 8503-1989

(2000 確認)

Methods of Wear Resistance Test for Metallic Coatings

1. 適用範囲 この規格は、電気めっき（以下、めっきという。）⁽¹⁾の耐磨耗性試験方法について規定する。

注⁽¹⁾ 化学めっき（無電解めっき）に適用してもよい。

備考 この規格の中で「」を付けて示してある単位及び数値は、国際単位系（SI）によるものであって、参考として併記したものである。

なお、この規格の中で従来単位及び数値と、その後「」を付けてSIによる単位及びそれに基づく換算値が示してある部分は、平成3年1月1日以降「」を付けて示してある単位及び数値に切り換える。

2. 用語の意味 この規格で用いる主な用語の意味は、JIS H 0400（電気めっき用語）によるほか、次のとおりとする。

2.1 磨耗 磨耗とは、摩擦、研磨などの機械的作用によって、材料が表面から次第に離脱していくことをいう。

2.2 摩擦輪 摩擦輪とは、めっきを磨耗させるために、試料と組み合わせて使用する円輪状のもので、円周に研磨紙をはりつけたもの、又は種々の材料が用いられりする。磨耗輪ともいう。

2.3 DS DSとはダブルストロークの略で、摩擦の1往復を1DSという。

2.4 磨耗質量 磨耗質量とは、磨耗試験によって離脱した試料の質量（mg）をいう。

3. 試験方法の種類

- (1) 砂落とし磨耗試験
- (2) 噴射磨耗試験
- (3) 往復運動磨耗試験
- (4) 平板回転磨耗試験（テーバ式磨耗試験）
- (5) 両輪駆動磨耗試験（アムスラ式磨耗試験）

4. 試料

4.1 試料の採取 試料は、製品の有効面から採取するか、又は製品そのものとする。ただし、製品について試験が困難な場合は、これに代わる試験片によってもよい。この場合、試験片は製品を代表できるものとし、素地及びめっきの処理条件⁽²⁾が製品と同じでなければならない。

4.2 試料の形状 試料の形状は、それぞれ試験方法の項に定める。

4.3 試験前の処理 試料は、汚れに応じて適当な溶剤⁽³⁾を浸した柔らかい布などを用いて清浄にする。

注⁽²⁾ 前処理及びめっきの作業条件の影響が試験片に反映するように、製品と同一の浴及び同一条件で行わなければならない。

⁽³⁾ アセトン、エチルアルコール、エチルエーテル、ベンジンなどをいい、試料を腐食したり、保護皮膜を作るようなものを使用してはならない。

5. 試料の状態調節 試料は、特に規定がなければ試験前に表面を清浄にした後、原則として温度 $23 \pm 2^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度 65% 以下に保った室内又は恒温・恒湿槽内に放置し状態調節を行う。

引用規格：JIS H 0400 電気めっき用語

JIS K 6301 加硫ゴム物理試験方法

JIS R 6111 人造研削材

JIS R 6252 研磨紙